

アメリカ法における保険証券解釈ルールの動向

— 責任保険法リステイトメント制定企画を契機として —

新潟大学 梅津昭彦

1 はじめに

アメリカ法は保険契約または保険証券が典型的な附合契約（contracts of adhesion）であるとの理解を出発点として、保険証券の解釈には、契約解釈一般とは異なる解釈ルール、もしくは特有の解釈原則が用いられることを強調することがある。例えば、アメリカ法が保険証券の解釈において、いわゆる合理的期待法理（the doctrine of reasonable expectation）を展開してきたことは、その顕著な例であろう。かかる法理は、現在のアメリカ保険法ではある程度確立された地位にあるとも考えられる。しかしながら、それは州によりその捉え方もしくは適用場面は一樣ではなく、またその適用の不安定さおよび予見可能性の欠如から未だに論争となっている。そこで、本報告は、アメリカ法律協会（ALI）が、2010年から責任保険法リステイトメント（The Restatement of the Law, Liability Insurance）（以下、リステイトメント）の公表を企画していることを契機として、リステイトメント暫定草案（Tentative Draft）

（2016年4月時点）の保険契約解釈部分を取り上げることにより、アメリカ保険証券解釈の今を探ってみたい。

2 保険証券解釈の諸ルール

(1) 明白な意味のルール・あいまいさルール

保険証券の文言には明白な意味（plain meaning）があり、それを解釈の拠り所とするルールがある。さらに、文言にあいまいさ（ambiguity）があるときには、裁判所は、当該保険証券を作成した者に不利に解釈するルール、「作成者の不利に（*contra proferentem*）」解釈するルールがあり、保険法の第一の原則と言われている。また、契約解釈についての最近の傾向として、明白な意味のルールを拒絶して、文脈に關係する外部証拠をあいまいさが存在するか否かを判断するために認める裁判所が増加している。

(2) 合理的期待法理の現在

最も極端な（strong）合理的期待法理の適用手法によると、適用される保険証券条項が明確に（あいまいなところがなく）当該保険担保を除外している場合であっても、被保険者にはその者が合理的に期待する保険担保について権利が与えられる。ただし、判例の分析から合理的期待法理はこれまでの伝統的な解釈ルールの代用として使われる場合が多く、保険証券の司法規制を指導するための一般的で、分析上も健全な基礎のいずれをも提供していないとも評価されている。すなわち、「合理的期待法理は、怪しい仮定（dubious assumptions）に基づいている」ものであるとか、合理的期待法理は、「機械的にかつ原則として適用することは困難である」というのが、アメリカ保険法における同法理の現在の地位であろう。

3 リステイトメントにおける保険証券解釈ルール

(1) リステイトメントの解釈ルール

リステイトメントは責任保険を対象とするものであるけれども、その解釈ルールの部分については、責任保険契約に限定されるものであるとは理解されていない。

(2) これまでの解釈ルールとの関係

リステイトメント第3条は、「明白な意味のルール」を採用しつつ、外部証拠（extrinsic evidence）による当事者の意思をも尊重する解釈ルールを採用している。したがって、リステイトメントの立場は、「明白な意味のルール」と「文脈アプローチ」と呼ばれるルールとを融合したものと理解できる。同第4条は、あいまいな条項の解釈について、作成者の不利に解釈するルールが適用されることを明らかにしているが、特に被保険者の「合理的期待」を基礎とするものではない。そのコメントでは、合理的期待法理の多様性を指摘し、リステイトメントでは少なくとも同法理の極端な（strong）適用手法を採用しないこと、また同法理は解釈ルールではないことを明示している。

4 まとめ